

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 12 月 8 日通知） （下線部分変更）

新	旧																								
別表	別表																								
社債等振替制度に係る手数料表	社債等振替制度に係る手数料表																								
<p>I. 短期社債等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 振替業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">手数料項目</th> <th style="width: 25%;">徴収対象者</th> <th style="width: 25%;">内容</th> <th style="width: 25%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規記録手数料 <u>（総発行残高管理手数料）</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.・4. (略)</p> <p>(注) 1. (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2. 発行者が発行代理人又は支払代理人を選任している場合、機構は新規記録手数料 <u>（総発行残高管理手数料）</u> 及び振替手数料を発行者の発行代理人又は支払代理人を通じて請求し、当該発行代理人又は支払代理人より納入を受けるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">3.・4. (略)</p> <p>II. 一般債</p> <p>1. (略)</p>	手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率	新規記録手数料 <u>（総発行残高管理手数料）</u>	(略)	(略)	(略)	(略)				<p>I. 短期社債等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 振替業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">手数料項目</th> <th style="width: 25%;">徴収対象者</th> <th style="width: 25%;">内容</th> <th style="width: 25%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規記録手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.・4. (略)</p> <p>(注) 1. (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2. 発行者が発行代理人又は支払代理人を選任している場合、機構は新規記録手数料及び振替手数料を発行者の発行代理人又は支払代理人を通じて請求し、当該発行代理人又は支払代理人より納入を受けるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">3.・4. (略)</p> <p>II. 一般債</p> <p>1. (略)</p>	手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率	新規記録手数料	(略)	(略)	(略)	(略)			
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率																						
新規記録手数料 <u>（総発行残高管理手数料）</u>	(略)	(略)	(略)																						
(略)																									
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率																						
新規記録手数料	(略)	(略)	(略)																						
(略)																									

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
新規記録手数料 <u>(総発行残高管理手数料)</u>	(略)	(略)	(略)
(略)			

3.・4. (略)

(注) 1.・2. (略)

3. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、新規記録手数料 (総発行残高管理手数料) の算出に用いる発行総額は、払込日の属する月の前月の 15 日（当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日）現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）により円に換算した金額とする。

4. 特例一般債については新規記録手数料 (総発行残高管理手数料) を納入することを要しない。

5. 新規記録手数料 (総発行残高管理手数料) の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。

6. ～9. (略)

III.・IV. (略)

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
新規記録手数料	(略)	(略)	(略)
(略)			

3.・4. (略)

(注) 1.・2. (略)

3. 各社債の金額が円以外の通貨で表示されている場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、払込日の属する月の前月の 15 日（当該日に東京外国為替市場が開かれていない場合には、当該日の直前の東京外国為替市場が開かれた日）現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場）により円に換算した金額とする。

4. 特例一般債については新規記録手数料を納入することを要しない。

5. 新規記録手数料の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。

6. ～9. (略)

III.・IV. (略)

## 2 附 則

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

以 上